

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和59年3月30日提出の証券取引法第24条第3項
に基づく報告書の添付書類)

連結会計年度 自 昭和57年 1月 1日
至 昭和57年12月31日

自 昭和58年 1月 1日
至 昭和58年12月31日

大 蔵 大 臣 殿

昭和59年 4月23日提出

会 社 名 横 浜 ゴ ム 株 式 会 社

英 訳 名 The Yokohama Rubber
Company, Limited

代表者の役職氏名 取締役 鈴木 久 章

本店の所在の場所 東京都港区新橋5丁目36番11号 電話番号 東京(03)432-7111

連絡者 取締役経理部長 兼 松 正 雄
総務部長 佐 竹 淳 次

もよりの連絡場所 同 上

連絡者 同 上

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」（以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。
また、本報告書の円金額の表示は、百万円未満を切り捨てて記載している。
2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度（昭和58年1月1日から昭和58年12月31日まで）の連結財務諸表について、昭和監査法人の監査を受け、次のとおり監査報告書を受領している。

監 査 報 告 書

横 浜 ゴ ム 株 式 会 社

取締役社長 鈴木久章 殿

作 成 日 昭和59年4月28日

監査法人名称 昭和監査法人

代表社員 公認会計士 金三伏次 

代表社員 公認会計士 金田幸三 

代表社員 公認会計士 伊佐山 操 

代表社員 公認会計士 小泉誠一郎 

主 たる 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
事務所所在地 日 比 谷 国 際 ビ ル
電話 東京 (504) 1961~6

I 監査概要

当監査法人は、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている横浜ゴム株式会社の昭和58年1月1日から昭和58年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び剰余金結合計算書について監査を行った。

この監査に当って、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

II 監査意見

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」の定めるところに準拠しているものと認めた。

したがって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、横浜ゴム株式会社及び連結子会社の昭和58年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

III 利害関係

会社と当監査法人または関与社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

I 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	昭和57年12月31日現在			昭和58年12月31日現在		
	金	額	構成比	金	額	構成比
資 産 の 部			%			%
I 流 動 資 産						
現金及び預金		30,034			33,308	
受取手形及び売掛金		46,908			57,901	
非連結子会社及び関連会社		2,729			4,950	
受取手形及び売掛金						
有価証券		7,707			9,257	
たな卸資産		37,594			38,370	
前払費用		1,463			1,466	
その他の流動資産		4,744			3,672	
貸倒引当金		△ 1,982			△ 2,081	
流動資産合計		129,199	63.0		146,846	65.6
II 固 定 資 産						
有形固定資産						
建物及び構築物	34,767			36,755		
減価償却累計額	16,277	18,489		17,556	19,198	
機械及び装置	76,983			80,754		
減価償却累計額	56,029	20,953		59,804	20,950	
車両運搬具	3,711			3,832		
減価償却累計額	2,557	1,154		2,630	1,202	
工具器具備品	22,651			25,110		
減価償却累計額	18,652	3,999		20,886	4,224	
土地		13,881			14,890	
建設仮勘定		4,009			4,011	
有形固定資産合計		62,488			64,478	
無形固定資産						
その他の無形固定資産		354			339	
無形固定資産合計		354			339	
投資その他の資産						
投資有価証券		5,166			3,946	
非連結子会社及び関連会社株		742			857	
長期貸付金		3,752			3,985	
長期前払費用		1,500			1,582	
その他の投資その他の資産		1,912			2,031	
貸倒引当金		△ 95			△ 98	
投資その他の資産合計		12,978			12,305	
固定資産合計		75,821	37.0		77,124	34.4
資 産 合 計		205,021	100.0		223,971	100.0

(単位：百万円)

科 目	昭和57年12月31日現在			昭和58年12月31日現在		
	金 額	構 成 比		金 額	構 成 比	
負 債 の 部		%			%	
I 流 動 負 債						
支払手形及び買掛金	59,793			65,714		
短期借入金	59,964			73,062		
未払法人税等	—			700		
未払費用	4,156			5,189		
引当金						
賞与引当金	1,590			1,692		
事業税等引当金	297			—		
法人税等引当金	805			—		
その他の流動負債	9,808			9,045		
流動負債合計	136,417	66.5		155,404	69.4	
II 固 定 負 債						
社 債	1,430			360		
長期借入金	36,973			38,957		
引当金						
退職給与引当金	8,023			8,116		
その他の固定負債	953			1,027		
固定負債合計	47,380	23.1		48,461	21.6	
III 為 替 換 算 調 整 勘 定	327	0.2		18	0.0	
IV 少 数 株 主 持 分	2,608	1.3		2,622	1.2	
負 債 合 計	186,735	91.1		206,506	92.2	
資 本 の 部						
I 資 本 金	9,596	4.7		9,597	4.3	
II 資 本 準 備 金	2,431	1.2		2,433	1.1	
III 利 益 準 備 金	2,524	1.2		2,541	1.1	
IV そ の 他 の 剰 余 金	3,732	1.8		2,893	1.3	
合 計	18,285	8.9		17,464	7.8	
V 自 己 株 式	0	0.0		0	0.0	
資 本 合 計	18,285	8.9		17,464	7.8	
負 債 及 び 資 本 合 計	205,021	100.0		223,971	100.0	

Ⅱ 連結損益及び剰余金結合計算書

(単位：百万円)

科 目	自 昭和57年 1月 1日 至 昭和57年12月31日			自 昭和58年 1月 1日 至 昭和58年12月31日		
	金	額	百 分 比	金	額	百 分 比
I 売 上 高		243,505	100.0%		258,597	100.0%
II 売 上 原 価		182,327	74.9		191,941	74.2
売 上 総 利 益		61,178	25.1		66,656	25.8
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						
販 売 手 数 料	1,419			1,616		
運 賃 及 び 保 管 費	14,025			17,769		
販 売 促 進 費	4,505			4,974		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	342			348		
給 料 諸 手 当	15,610			16,498		
賞 与 引 当 金 繰 入 額	440			552		
退職 給 与 引 当 金 繰 入 額	261			298		
事 業 税	—			272		
事 業 税 等 引 当 金 繰 入 額	443			—		
減 価 償 却 費	992			1,050		
そ の 他 の 経 費	15,585	53,627	22.0	15,556	58,937	22.8
営 業 利 益		7,550	3.1		7,719	3.0
IV 営 業 外 収 益						
受 取 利 息	1,738			1,814		
受 取 配 当 金	458			408		
有 価 証 券 売 却 益	1,096			1,031		
そ の 他 の 収 益	946	4,239	1.7	1,368	4,622	1.8
V 営 業 外 費 用						
支 払 利 息 及 び 割 引 料	9,094			9,646		
社 債 利 息	419			197		
為 替 差 損	1,112			—		
そ の 他 の 費 用	1,130	11,757	4.8	1,190	11,034	4.3
経 常 利 益		32	0.0		1,306	0.5
VI 特 別 利 益						
固 定 資 産 売 却 益	219			71		
投資等評価引当金戻入額	—	219	0.1	39	110	0.0
VII 特 別 損 失						
固 定 資 産 廃 棄 損	346			231		
固 定 資 産 圧 縮 損	143			—		
投 資 等 評 価 損	—			172		
役 員 退 職 慰 労 金	20	510	0.2	111	515	0.2
税金等調整前当期純利益		—			901	0.3
税金等調整前当期純損失		258	△ 0.1		—	

(単位：百万円)

科 目	自 昭和57年 1月 1日 至 昭和57年12月31日			自 昭和58年 1月 1日 至 昭和58年12月31日		
	金 額	百 分 比		金 額	百 分 比	
Ⅶ 特定引当金取崩額		%			%	
価格変動準備金	9					
特別償却準備金	36	45				
税金等調整前当期損失		212	△ 0.1			
法人税及び住民税額		1,459			1,029	
少数株主損益		(-) 119			(-) 56	
連結調整勘定当期償却額		(-) 68			(-) 24	
Ⅸ 為替換算調整額		(-) 58			(-) 58	
当期純損失		—			266	△ 0.1
当期損失		1,918	△ 0.8		—	
X その他の剰余金期首残高		6,248			3,732	
XⅠ その他の剰余金増加高						
利益準備金取崩額	—			6		
特定引当金よりの振替 による剰余金増加高	99	99		—	6	
XⅡ その他の剰余金減少高						
利益準備金繰入額	11			22		
配当金	574			575		
新規連結子会社に 係る剰余金減少高	38	624		—	598	
XⅢ 為替換算調整額		(-) 72			(+) 18	
XⅣ その他の剰余金期末残高		3,732			2,893	

Ⅲ 連結財務諸表作成のための基本となる事項

(自昭和57年1月1日至昭和57年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 58社

非連結子会社の数 22社

連結子会社名及び非連結子会社名は、有価証券報告書の「第6 親会社及び子会社に関する事項」に記載のとおりである。

なお、連結子会社数の増加は、新たに子会社となった更生タイヤ販売会社である東新ゴム脚の増加によるものである。

非連結子会社22社の総資産及び売上高の合計は、いずれも連結総資産及び売上高の100分の10以下であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」附則2に基づき、非連結子会社22社及び関連会社多摩ヨコハマタイヤ脚、茨城ヨコハマタイヤ販売脚等71社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価している。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と同一である。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準

(イ) たな卸資産

移動平均法による原価法を、連結子会社は主として最終仕入原価法を採用している。

(ロ) 有価証券

上場株式は移動平均法による低価法を、その他については移動平均法による原価法を採用している。

(2) 有形固定資産の減価償却方法

法人税法の規定による定率法であるが、親会社の尾道工場は定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

法人税法による繰入限度相当額（法定繰入率）のほか、取引先に対する債権の回収の可能性を検討して計上している。

(ロ) 賞与引当金

法人税法による繰入限度相当額（支給対象期間基準）を計上しているが、一部の連結子会社は現金基準を採用している。

(自昭和58年1月1日至昭和58年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 58社

非連結子会社の数 26社

連結子会社名及び非連結子会社名は、有価証券報告書の「第6 親会社及び子会社に関する事項」に記載のとおりである。

非連結子会社26社の総資産及び売上高の合計は、いずれも連結総資産及び売上高の100分の10以下であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」附則2に基づき、非連結子会社26社及び関連会社多摩ヨコハマタイヤ脚、茨城ヨコハマタイヤ販売脚等71社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価している。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

同 左

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準

(イ) たな卸資産

同 左

(ロ) 有価証券

同 左

(2) 有形固定資産の減価償却方法

同 左

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

同 左

(ロ) 賞与引当金

① 法人税法による繰入限度相当額（支給対象期間基準）を計上している。

② 前連結会計年度まで一部の連結子会社は現金基準を採用していたが、当連結会計年度から上記①の処理に変更した。この変更により賞与引当金繰入額は69百万円増加した。

(ハ) 事業税等引当金

事業税及び事業所税に対し、地方税の規定により納付すべき額を計上している。

(ニ) 法人税等引当金

法人税及び住民税に対し、法人税及び地方税法の規定により納付すべき額を計上している。

(ホ) 退職給与引当金

法人税法の規定による繰入限度相当額（期末要支給額の40%）を計上しているが、親会社及び一部の連結子会社の期末残高については、税法に定める経過措置の適用を受けている。なお、一部の連結子会社は期末要支給額の50%又は100%を計上している。

また、親会社及び一部連結子会社は適格退職年金制度を採用している。

(4) 外貨建資産、負債の換算基準

外貨建の資産、負債の期末円換算は「外貨建取引等会計処理基準（昭和54年6月26日企業会計審議会）」によっている。

5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項

(1) 親会社等の投資勘定と連結子会社の資本勘定との相殺消去は、段階法によっている。

(2) 投資勘定と資本勘定との消去差額は連結調整勘定としているが、その金額が僅少であるため、発生会計年度において全額償却している。

6. 未実現損益の消去に関する事項

(1) 連結会社間の資産の売買に伴う未実現損益は全額消去し、少数株主持分に対応する部分は少数株主持分から控除している。

(2) 減価償却資産に含まれる未実現損益については、金額が僅少であるので、消去計算をしていない。

7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項

(1) 円換算は「外貨建取引等会計処理基準（昭和54年6月26日企業会計審議会）」によっている。

(2) 財務諸表項目の円換算は長期金銭債権、債務及び非貨幣性項目の額に重要性がないので決算日の為替相場、収益及び費用については期中平均為替相場、当期利益及びその他の剰余金期末残高については決算日の為替相場によっている。

8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

(1) 連結会社の利益金処分又は損失金処理は、連結会計年度中に確定した利益金処分又は損失金処理に基づいて行っている。

(2) 連結子会社の利益準備金は、株式取得日以降に発生した連結持分を連結利益準備金に含めている。

9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項

当該処理は行っていない。

(ハ) 退職給与引当金

同 左

5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項

同 左

6. 未実現損益の消去に関する事項

同 左

7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項

同 左

8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

同 左

9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項

同 左

10. 表示方法の変更

前期まで「法人税等引当金」として表示していた法人税及び住民税の未納付額並びに「事業税等引当金」として表示していた事業税及び事業所税の未納付額に係る科目については、当期から日本公認会計士協会監査第一委員会報告第45号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」により、次のとおり表示することに変更した。

なお、この変更に伴い、損益計算書における科目表示も変更した。

〔貸借対照表関係〕

(変更前)	(変更後)
法人税等引当金	未払法人税等
事業税等引当金	〃

〔損益計算書関係〕

(変更前)	(変更後)
事業税等引当金繰入額	事業税
〃 (事業所税)	その他の経費 (租税公課)

IV 注 記 事 項

(貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高 25,459百万円
2. 受取手形裏書譲渡高 94百万円
3. 前期末の貸借対照表の負債の部に計上していた特定引当金は、当期末において、租税特別措置法の規定により取崩しを行い、残高99百万円（価格変動準備金14百万円、特別償却準備金85百万円）は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（昭和57年大蔵省令第47号）附則第4項の規定に基づき、資本の部中その他の剰余金へ振替えた。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	95円27銭
1株当たり当期損失	10円01銭

(貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高 18,642百万円
2. 受取手形裏書譲渡高 76百万円
3. 未払法人税等の内訳

法人税及び住民税額	594百万円
事業税及び事業所税額	106百万円
合 計	700百万円

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	90円99銭
1株当たり当期純損失	1円39銭

V そ の 他 の 事 項

特記すべき事項はない。

特記すべき事項はない。